

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊交指第92号

平成31年3月6日

自転車の安全利用を図る「セーフティカード」の運用について（通達）

自転車の安全利用については、これまで「自転車の安全利用を図る「セーフティカード」の運用について（通達）」（平成27年4月15日付け熊交指第249号）により、真に悪質かつ危険性・迷惑性の高い違反について、積極的な検挙措置を講じ、軽微な違反行為に対しては、警察官が「指導警告票」及び「シルバーセーフティカード」を交付すると共に、地域交通安全活動推進委員等が「セーフティカード」（別記様式）を交付して安全指導を行ってきたところであるが、更なる徹底を図るため、引き続き本通達により運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 「セーフティカード」の交付者（団体）
 - (1) 地域交通安全活動推進委員
 - (2) 市町村交通指導員
 - (3) 交通関係団体
 - (4) 各教育委員会職員、教職員、PTA
- 2 交付対象行為
 - (1) 自転車の二人乗り、信号無視、無灯火等の違反行為
 - (2) 歩道での無謀運転等の迷惑行為
- 3 地域交通安全活動推進委員等に対する指導事項
 - (1) 「セーフティカード」は警告書のようなものではなく、あくまでも「交通安全のためのお願い」であることを認識させること。
 - (2) 交付に当たっては、交通安全指導に活用するものであり、必ず交付すべきものではなく、強制的に交付することがないように十分配慮させること。
 - (3) 交付対象者が「セーフティカード」の受領を拒否した場合は、口頭指導にとどめさせること。
 - (4) 学校名・学年については、可能な範囲で聴取させること。
- 4 「セーフティカード」の記載、交付要領等
 - (1) 「セーフティカード」の作成は、歩道等の安全な場所で行い、取扱者及び交付対象者の安全確保に配慮すること。
 - (2) 「セーフティカード（控）」欄の記載
「セーフティカード（控）」欄には、取扱者の氏名、違反日時、場所を記入するとともに、指導区分、指導対象の性別及び職業別（子供、中学生等）に○を付すこと。
 - (3) 「セーフティカード」の交付
ミシン目以下の「交通安全のためのお願い」欄の指導事項に○印を付し、交付団

体名（氏名は記載しない）を記入して、ミシン目以下を切り取って交付すること。

5 「セーフティカード」の交付報告

「セーフティカード（控）」については、1か月分をとりまとめて管轄警察署交通課（係）に提出させること。

6 受傷事故防止の徹底

「セーフティカード」の交付に伴う受傷事故防止については、「交通街頭活動中における殉職・受傷事故防止要領の制定について（通達）」（平成29年12月6日付け熊交指第650号）に準じて、交付者の受傷事故防止と併せ交付対象者の事故防止も徹底するよう指導教養を行うこと。

※ 別記様式（略）